

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第3回大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。12番、阿部義正君及び13番、芳賀 潤君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月12日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月12日までの13日間と決定いたしました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議長会等の動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので、ごらん願います。

なお、詳細につきましては、関係書類が事務局にございます。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたから、報告いたします。

続いて、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会の報告及び岩手県後期高齢者医療広域組合議会の報告については、お手元に配付しております報告書のとおりですので、ごらん願います。

次に行政報告を行います。町長、御登壇願います。町長。

○町長（平野公三君）　〔報告書のとおり〕

○

- 
- 日程第 4 報告第 1 2 号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
  - 日程第 5 報告第 1 3 号 健全化判断比率の状況の報告について
  - 日程第 6 議案第 8 1 号 大槌町観光交流施設条例の制定について
  - 日程第 7 議案第 8 2 号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について
  - 日程第 8 議案第 8 3 号 工事請負契約の締結について
  - 日程第 9 議案第 8 4 号 財産の取得について
  - 日程第 1 0 議案第 8 5 号 町道の路線認定、廃止及び変更について
  - 日程第 1 1 議案第 8 6 号 平成 3 0 年度大槌町一般会計補正予算（第 3 号）を定めることについて
  - 日程第 1 2 議案第 8 7 号 平成 3 0 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - 日程第 1 3 議案第 8 8 号 平成 3 0 年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - 日程第 1 4 議案第 8 9 号 平成 3 0 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - 日程第 1 5 議案第 9 0 号 平成 3 0 年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - 日程第 1 6 議案第 9 1 号 平成 3 0 年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - 日程第 1 7 議案第 9 2 号 平成 3 0 年度大槌町水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
  - 日程第 1 8 認定第 1 号 平成 2 9 年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 1 9 認定第 2 号 平成 2 9 年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第 2 0 認定第 3 号 平成 2 9 年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 9 年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 9 年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 9 年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 9 年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第 4、報告第12号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてから日程第24、認定第 7 号平成29年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、21件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。  
総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 平成30年第 3 回大槌町議会定例会における報告 2 件、議案12件及び認定 7 件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第12号工事請負変更契約締結の専決処分の報告については、柞内地区雨水排水路整備工事の変更契約に関し、専決処分をしたことから、報告するものであります。

報告第13号健全化判断比率の状況の報告については、平成29年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第81号大槌駅観光交流施設条例の制定については、当該施設の設置に関して必要な事項を定めるために制定するものであります。

議案第82号町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災津波における大槌町災害対策本部の活動に関する検証報告書に係る関係資料等の取り扱い事案について、町行政運営に係る道義的責任をとり、所要の改正をするものであります。

議案第83号工事請負契約の締結については、大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区ほか第一期工事に係る変更契約であります。

議案第84号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（町方地区その 4）災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第85号町道の路線認定、廃止及び変更については、復興事業に伴う 3 路線の認定、

1 路線の廃止及び3 路線の変更であります。

議案第86号から議案第92号までについては、各会計の補正予算であります。

議案第86号平成30年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、平成30年度普通交付税の額の確定に伴う歳入更正及び復興交付金事業の完了等による交付金の返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に42億7,934万9,000円を追加し、歳入歳出総額を432億8,441万6,000円とするものであります。第2条では、繰越明許費の追加2件の補正であります。第3条では、地方債の変更2件の補正であります。

議案第87号平成30年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、国庫支出金、過年度返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に5,333万1,000円を追加し、歳入歳出総額を19億2,178万7,000円とするものであります。

議案第88号平成30年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、新町末広町線污水管路新設工事等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に4,501万1,000円を追加し、歳入歳出総額を42億433万3,000円とするものであります。第2条では、地方債の変更1件の補正であります。

議案第89号平成30年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、吉里吉里地区污水管路新設工事等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に1,701万1,000万円を追加し、歳入歳出総額を16億2,742万1,000円とするものであります。第2条では、地方債の変更1件の補正であります。

議案第90号平成30年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、介護給付費準備基金積立金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に3,169万8,000円を追加し、歳入歳出総額を14億6,184万3,000円とするものであります。

議案第91号平成30年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、前年度繰越金、後期高齢者医療広域連合納付金等による補正であり、歳入歳出予算に722万4,000円を追加し、歳入歳出総額を1億2,805万7,000円とするものであります。

議案第92号平成30年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、人事異動による人件費及び決算書の固定資産金額と固定資産台帳の差額修正に伴う収益的収入及び支出の補正であり、収益的収入の予定額に3,739万8,000円を追加し、総

額を3億24万6,000円、収益的支出の予定額に1億5,252万円を追加し、総額を6億5,738万7,000円とするものであります。

認定第1号から認定第7号までについては、各会計の決算の認定であります。

平成29年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開きください。

認定第1号平成29年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額502億8,510万3,000円に対し、収入済額432億5,972万5,546円、支出済額415億788万3,969円であります。歳入歳出差し引き額は17億5,184万1,577円で、繰越明許費等に充当する財源7,528万6,000円を差し引いた実質収支額は16億7,655万5,577円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号平成29年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額22億5,853万2,000円に対し、収入済額24億207万3,890円、支出済額21億9,085万2,648円であります。歳入歳出差し引き額は2億1,122万1,242円であり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第3号平成29年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額51億3,947万8,000円に対し、収入済額48億5,193万4,760円、支出済額48億4,029万511円であります。歳入歳出差し引き額は1,164万4,249円であり、繰越明許費等に充当する財源287万3,000円を差し引いた実質収支額は、877万1,249円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第4号平成29年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額11億3,942万1,000円に対し、収入済額9億8,874万4,963円、支出済額9億8,290万608円あります。歳入歳出差し引き額は584万4,355円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第5号平成29年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額14億6,723万4,000円に対し、収入済額14億4,789万5,218円、支出済額14億1,096万5,039円あります。歳入歳出差し引き額は3,693万179円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第6号平成29年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1億2,010万1,000円に対し、収入済額1億1,849万6,079円、支出済額1億1,814万1,541円あります。歳入歳出差し引き額は35万4,538円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額604億986万9,000円に対し、収入済額530億6,887万456円、支出済額510億5,103万4,316円であります。歳入歳出差し引き額は20億1,783万6,140円であり、翌年度へ繰り越すべき財源7,815万9,000円を差し引いた6会計合計の実質収支額は19億3,967万7,140円であります。

次に、認定第7号平成29年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります、大槌町水道事業会計決算書1ページをお開きください。

収益的収入及び支出における収入については、決算額3億1,807万593円であります。支出については、決算額2億4,105万7,055円であります。

次ページをお開きください。

資本的収入及び支出における収入については、決算額7億9,753万6,793円あります。支出については、決算額8億8,460万6,010円あります。資本的収入が資本的支出に不足する額9,270万8,367円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金等から補填しております。

以上、一括で提案理由を申し述べました。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松則明君） 当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。

後日、設置を予定しております決算特別委員会において決算審査が行われるわけですが、限られた日程でもあり、議事をスムーズにするため、決算審査に必要な資料を皆様から前もって資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、3日月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局へ申し出てください。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。あす9月1日から3日まで議案思考のため休会とし、4日は午前10時より再開いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前10時55分